

【令和6年4月改訂版】

令和5・6年度長崎県建設工事入札参加資格申請要領 【随時申請】（県外業者用）

長崎県土木部監理課
095-894-3015(直通)

1. 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 建設業法第3条第1項の許可を受けていない者
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値（経営事項審査の事業年度の決算日（審査基準日）が、入札参加を希望する年度の前々年度の7月1日から入札参加希望年度の前年度の6月30日までの間にあるもの）の請求を行っていない者
- (6) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (7) (5)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

2. 申請方法

以下(1)(2)の手順により申請する。

- (1) 「[長崎県入札参加資格電子申請システム](#)」により申請書を作成する。
- (2) (1)にて作成した申請書類及び各種根拠資料等を「令和5・6年度[入札参加資格審査（随時申請）\[県外建設工事\]提出用](#)」により県に提出する。
リンク先（長崎県電子申請システムトップページ）において上記申請手続きを検索してください。

3. 受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

4. 資格の有効期間 資格認定日から令和7年3月31日まで

申請の手順及びスケジュール

利用登録（IDを取得する）

IDをすでに取得している場合は、利用登録は必要ありません。

- (1) 電子申請システムにアクセスします。
- (2) 「利用登録」画面で、申請情報を入力し利用登録を行います。
- (3) 「仮登録確認」のメールが届きます。メール内のURLにアクセスしてください。
- (4) 「利用登録承認」のメールが届きます。IDが発行されます。

(1)から(3)までの作業を続けて行ってください。

入札参加資格審査申請

「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
ID・パスワードを準備のうえ、電子申請システムにログインします。
必要項目を入力のうえ、電子申請を行ってください。
入札参加資格申請書を出力(PDFデータ)します。

電子申請システムに入力し、「申請」ボタンをクリックしただけでは、申請は終了していません。必ず、電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類を併せて期限までに提出してください。

また、書類のみを提出しても電子申請システムで「申請」ボタンをクリックしないと申請は終了していませんので、ご注意ください。

必要書類の送付 **令和6年度から取扱変更**

申請データの送信が終わりましたら、必要書類と併せて「**令和5・6年度入札参加資格審査（随時申請）[県外建設工事]提出用**」にて提出してください。

長崎県における審査

審査の結果、修正箇所・不備書類があった場合
長崎県から不適正の通知メールがありますので、申請データの修正・不備書類の送付をしてください。

審査完了

審査が完了した場合
担当者情報欄に登録されているメールアドレスあて、審査完了の連絡（適正）メールが送信されます。受付期間終盤は申請が殺到し、適正メールが発行されるまで期間を要しますので、ご了承願います。

変更の届出

入札参加資格申請後に申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。

- (1) 「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- (2) 原則、書面での申請は受付致しません。電子申請システムをご利用ください。
- (3) 電子申請システムから出力された「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」については、出力した日付が印字されますので、その日付のまま提出してください。
- (4) 変更内容により添付書類が必要です。変更事項及び添付書類についてはホームページでご確認ください。

申請にあたっての注意事項

新規申請以外は、現年度の業者情報が自動表示されます。必要に応じて修正してください。